

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 13

現 行	改 正 後
【本編】	【本編】
II-3-2-5 預金・リスク商品等の販売・説明態勢	II-3-2-5 預金・リスク商品等の販売・説明態勢
II-3-2-5-2 主な着眼点	II-3-2-5-2 主な着眼点
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) ① (略) ② 特定預金等の受入れ 特定預金等については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることにかんがみ、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の「III-2-3-1適合性原則」、「III-2-3-3広告等の規制」、「III-2-3-4顧客に対する説明態勢」等を参照するものとする。	(3) ① (略) ② 特定預金等の受入れ 特定預金等については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることにかんがみ、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「III-2-3-1適合性原則」、「III-2-3-3広告等の規制」、「III-2-3-4顧客に対する説明態勢」、「IV-3-1-2(3)高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。
(中略)	(中略)
II-3-3-2 主な着眼点	II-3-3-2 主な着眼点
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 人事管理に当たっては、事故防止等の観点から職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。 <u>年1回以上、1週間以上の連続休暇を取得させているか。</u> 職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。なお、派遣職員等についても、事故防止等の観点から、可能な範囲で職員と同様の措置を講じているか。	(4) 人事管理に当たっては、事故防止等の観点から職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。 <u>人事担当者等と連携し、連続休暇、研修、内部出向制度等により、最低限年一回、一週間以上連続して、職場を離れる方策をとっているか。</u> 職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。なお、派遣職員等についても、事故防止等の観点から、可能な範囲で職員と同様の措置を講じているか。
(参考) 派遣社員に係る管理態勢の強化について(要請)(平成17年11月30日)	(参考) 派遣社員に係る管理態勢の強化について(要請)(平成17年11月30日)

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 13

現 行	改 正 後
(中略)	(中略)
<p>III-4-7-4 銀行とその証券子会社等の関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 銀行がその関係金融商品取引業者との間で、法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務又は税務に関する業務（以下本項において「内部管理に関する業務」という。）について金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号に規定する行為を行う場合には、登録金融機関である銀行及び当該関係金融商品取引業者において、内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置を的確に講じていること等、情報管理体制について業務方法書に記載することが求められている。一方、銀行監督の観点からは、内部管理に関する業務の統合によって、銀行の当該業務遂行の高度化や効率化を図ることが可能となる反面、関係金融商品取引業者との関係で統合された内部管理に関する業務についての責任の範囲や所在が不明確になるリスク、さらに当該銀行の内部管理に関する業務の責任者が実質的に当該内部管理に関する業務の管理・監督を行わないまま関係金融商品取引業者にその遂行を任せることによる当該銀行の実質的な内部管理機能が働かないリスク等、業務の健全かつ適切な運営が阻害されるリスクも発生することから、以下の点に特に留意する必要がある。</p> <p>① 統合する内部管理に関する業務について、銀行が実質的な管理・監督を行わないまま関係金融商品取引業者へその遂行を任せることを防止するため、当該内部管理に関する業務に係る銀行と関係金融商品取引業者との間の権限及び責任の分担、並びに、銀行における当該内部管理業務を担当する取締役等（以下「担当取締役等」という。）及び当該業務の担当者（関係金融商品取引業者の当該業務の従業員を兼職している者を含む。）の権限・</p>	<p>III-4-7-4 銀行とその証券子会社等の関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 銀行がその関係金融商品取引業者との間で、法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務、税務に関する業務、子法人等の経営管理に関する業務、又は有価証券の売買、デリバティブ取引その他の取引に係る決済及びこれに関連する業務（以下本項において「内部管理及び運営に関する業務」という。）について金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号に規定する行為を行う場合には、登録金融機関である銀行及び当該関係金融商品取引業者において、内部管理及び運営に関する業務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置を的確に講じていること等、情報管理体制について業務方法書に記載することが求められている。一方、銀行監督の観点からは、内部管理及び運営に関する業務の統合によって、銀行の当該業務遂行の高度化や効率化を図ることが可能となる反面、関係金融商品取引業者との関係で統合された内部管理及び運営に関する業務についての責任の範囲や所在が不明確になるリスク、さらに当該銀行の内部管理及び運営に関する業務の責任者が実質的に当該内部管理及び運営に関する業務の管理・監督を行わないまま関係金融商品取引業者にその遂行を任せることによる当該銀行の実質的な内部管理及び運営に関する機能が働かないリスク等、業務の健全かつ適切な運営が阻害されるリスクも発生することから、以下の点に特に留意する必要がある。</p> <p>① 統合する内部管理及び運営に関する業務について、銀行が実質的な管理・監督を行わないまま関係金融商品取引業者へその遂行を任せることを防止するため、当該内部管理及び運営に関する業務に係る銀行と関係金融商品取引業者との間の権限及び責任の分担、並びに、銀行における当該内部管理及び運営に関する業務を担当する取締役等（以下「担当取締役等」という。）及び当該業務の担当者（関係金融商品取引業者の当該業務の従業員を兼職している者を含む。）の権限・</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 13

現 行	改 正 後
<p>責任の範囲が、職務規定や組織規定等において明確になっているか。</p> <p>② 銀行が内部管理に関する業務についての管理責任を果たすための組織及び人的構成に関して、以下のような管理態勢の整備が図られているか。</p> <p>イ. 担当取締役等は、銀行における内部管理業務の担当者に対する監督等を通じて、業務の状況を的確に把握し、その適切な遂行を確保する責務と権限を有するとともに、当該銀行の取締役会等や監督当局に対して適切な報告・説明を行う権限及び責任を有しているか。ロ. ～ハ. (略)</p> <p>③ また、監督上必要な場合には、法第 24 条第 1 項又は法第 52 条の 31 第 1 項に基づいて当該銀行に対して以下の点について報告及び資料提出を求めるほか、必要があると認めるときには、法第 24 条第 2 項又は法第 52 条の 31 第 2 項に基づき、当該銀行の子会社たる金融商品取引業者に対しても報告徴求を行うこととする。</p> <p>イ. 当該内部管理に関する業務等の実施についての方針及び手続 ロ. 担当取締役等当該内部管理に関する業務に従事する者の権限・事務分掌 ハ. その他各種規定の整備状況</p> <p>二. 当該内部管理に関する業務実施に係る人員・組織の状況等</p>	<p>員を兼職している者を含む。) の権限・責任の範囲が、職務規定や組織規定等において明確になっているか。</p> <p>② 銀行が内部管理及び運営に関する業務についての管理責任を果たすための組織及び人的構成に関して、以下のような管理態勢の整備が図られているか。</p> <p>イ. 担当取締役等は、銀行における内部管理及び運営に関する業務の担当者に対する監督等を通じて、業務の状況を的確に把握し、その適切な遂行を確保する責務と権限を有するとともに、当該銀行の取締役会等や監督当局に対して適切な報告・説明を行う権限及び責任を有しているか。ロ. ～ハ. (略)</p> <p>③ また、監督上必要な場合には、法第 24 条第 1 項又は法第 52 条の 31 第 1 項に基づいて当該銀行に対して以下の点について報告及び資料提出を求めるほか、必要があると認めるときには、法第 24 条第 2 項又は法第 52 条の 31 第 2 項に基づき、当該銀行の子会社たる金融商品取引業者に対しても報告徴求を行うこととする。</p> <p>イ. 当該内部管理及び運営に関する業務等の実施についての方針及び手続 ロ. 担当取締役等当該内部管理及び運営に関する業務に従事する者の権限・事務分掌 ハ. その他各種規定の整備状況</p> <p>二. 当該内部管理及び運営に関する業務実施に係る人員・組織の状況等</p>
(中略)	(中略)
V－1－5－7 優先出資の引受け等の決定に関する留意事項 (略) (1) (略) (2) 金融機能強化法第34条の4第1項第2号に規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。 ① (略) (新設)	V－1－5－7 優先出資の引受け等の決定に関する留意事項 (略) (1) (略) (2) 金融機能強化法第34条の4第1項第2号に規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。 ① (略)

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 13

現 行	改 正 後
<p>② 公的資金の配当の確保に向けた準備が整っていること。</p> <p>③ 員外監事の選任・拡充を図る場合に当該監事予定者の就任承諾を得ている等、責任ある経営体制の確立に向けた準備が整っていること。</p> <p>④ 基準適合金融機関等でないときは、府令第95条において準用する第5条第6号に規定する従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策（当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含む。）が妥当なものであること。例えば、当該分析結果の内容を検証した結果、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には、方針の円滑・的確な実施が見込まれないものとして、国の資本参加の基準を満たさないこととする。</p> <p>⑤ 公的資金の管理運用体制（協同組織金融機関等からの特定支援の申込みに対する審査体制を含む。）が適切なものとなっていること。</p>	<p>② 協同組織中央金融機関等の剩余金の処分の方針において、優先出資の引受け等を求める額及びその内容並びに協同組織中央金融機関等の収益力等に照らして、優先出資処分又は償還若しくは返済に対応するための財源の確保の方針が合理的なものとなっていること。</p> <p>③ 公的資金の配当の確保に向けた準備が整っていること。</p> <p>④ 員外監事の選任・拡充を図る場合に当該監事予定者の就任承諾を得ている等、責任ある経営体制の確立に向けた準備が整っていること。</p> <p>⑤ 基準適合金融機関等でないときは、府令第95条において準用する第5条 第6号に規定する従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策（当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含む。）が妥当なものであること。例えば、当該分析結果の内容を検証した結果、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には、方針の円滑・的確な実施が見込まれないものとして、国の資本参加の基準を満たさないこととする。</p> <p>⑥ 公的資金の管理運用体制（協同組織金融機関等からの特定支援の申込みに対する審査体制を含む。）が適切なものとなっていること。</p>
(3) (略)	(3) (略)
(4) 金融機能強化法第34条の4第1項第5号に規定する要件	(4) 金融機能強化法第34条の4第1項第5号に規定する要件
<p>① 収益性及び業務の効率の向上のための方策については、金融機能強化法第34条の4第1項の決定を受けて協定銀行が取得する優先出資又は貸付債権に係る借入金につき、<u>おおむね15年以内に</u>優先出資処分又は償還若しくは返済に対応するための財源の確保の観点から適切なものとなっていること。</p>	<p>① 収益性及び業務の効率の向上のための方策については、金融機能強化法第34条の4第1項の決定を受けて協定銀行が取得する優先出資又は貸付債権に係る借入金につき、優先出資処分又は償還若しくは返済に対応するための財源の確保の観点から適切なものとなっていること。</p>
(2) (略)	(2) (略)
(5) (略)	(5) (略)
V－1－5－8 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 13

現 行	改 正 後
の措置 (略)	V－1－5－8 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置 (略)
(1) 経営の改善の目標に係る監督上の措置 ① 収益性の目標に係る監督上の措置 イ. (略) ロ. 2事業年度連続で上記イ. の場合に該当し、かつ、収益性指標の実績が2事業年度連続で当該収益性指標の目標を3割以上下回った場合であって、金融機能強化法第34条の4第1項の決定を受けて協定銀行が取得する優先出資又は貸付債権に係る借入金につき、 <u>おおむね15年以内に優先出資処分又は償還若しくは返済に対応するための財源の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じ、業務改善命令の発動を検討するものとする。</u> ② 業務の効率の目標に係る監督上の措置 イ. (略) ロ. 上記イ. の場合に該当し、かつ、金融機能強化法第34条の4第1項の決定を受けて協定銀行が取得する優先出資又は貸付債権に係る借入金につき、 <u>おおむね15年以内に優先出資処分、償還又は返済に対応するための財源の確保に支障が生じるおそれがあると認められる場合には、必要に応じ、業務改善命令の発動を検討するものとする。</u> (2)～(4) (略)	(1) 経営の改善の目標に係る監督上の措置 ① 収益性の目標に係る監督上の措置 イ. (略) ロ. 2事業年度連続で上記イ. の場合に該当し、かつ、収益性指標の実績が2事業年度連続で当該収益性指標の目標を3割以上下回った場合であって、金融機能強化法第34条の4第1項の決定を受けて協定銀行が取得する優先出資又は貸付債権に係る借入金につき、 <u>協同組織金融機能強化方針に基づいた優先出資処分又は償還若しくは返済に対応するための財源の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じ、業務改善命令の発動を検討するものとする。</u> ② 業務の効率の目標に係る監督上の措置 イ. (略) ロ. 上記イ. の場合に該当し、かつ、金融機能強化法第34条の4第1項の決定を受けて協定銀行が取得する優先出資又は貸付債権に係る借入金につき、 <u>協同組織金融機能強化方針に基づいた優先出資処分、償還又は返済に対応するための財源の確保に支障が生じるおそれがあると認められる場合には、必要に応じ、業務改善命令の発動を検討するものとする。</u> (2)～(4) (略)
(中略)	(中略)
V－4－1－3 認可事項の審査に際しての留意点 (略)	V－4－1－3 認可事項の審査に際しての留意点 (略)

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 13

現 行	改 正 後
(1) 設立 ①～② (略) (新設)	(1) 設立 ①～② (略) <u>③ 業務の内容及び方法が信用秩序の維持の観点から適当であるか。</u>
(以下略)	(以下略)

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 13

現 行	改 正 後														
<p>【様式・参考資料編】</p> <p>(新設)</p>	<p>【様式・参考資料編】</p> <p><u>海外付随業務取扱事務所の設置</u> <u>別紙様式 5-11</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>金融庁長官 ○○○○ 殿</u></p> <p style="text-align: right;"> <u>所在地</u> <u>商 号</u> <u>代表者</u> </p> <p style="text-align: right;">(担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;"><u>海外付随業務取扱事務所設置届出書</u></p> <p style="text-align: center;">海外付随業務取扱事務所を設置いたしたく、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 6 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設 置 予 定 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業 务 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設 置 予 定 日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>営 業 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営 業 時 間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> </tr> </table>	名 称		設 置 予 定 地		業 务 内 容		設 置 予 定 日	年 月 日 ()	営 業 日		営 業 時 間		理 由	
名 称															
設 置 予 定 地															
業 务 内 容															
設 置 予 定 日	年 月 日 ()														
営 業 日															
営 業 時 間															
理 由															

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 13

現 行	改 正 後															
(新設)	<p><u>海外付随業務取扱事務所の位置変更</u> <u>別紙様式 5－12</u></p> <p style="text-align: right;">年 <u> </u> 月 <u> </u> 日</p> <p style="text-align: center;"><u>金融庁長官 ○○○○ 殿</u></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;"><u>所在地</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>商 号</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>代表者</u></td></tr> </table> <p style="text-align: right;"><u>(担当部署、担当者、担当者連絡先)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>海外付随業務取扱事務所位置変更届出書</u></p> <p style="text-align: center;"><u>海外付随業務取扱事務所を位置変更いたしたく、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第6号の2の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">名 称</td><td></td></tr> <tr><td>新 位 置</td><td></td></tr> <tr><td>現 位 置</td><td></td></tr> <tr><td>業 务 内 容</td><td></td></tr> <tr><td>位置変更予定日</td><td style="text-align: center;">年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 ()</td></tr> <tr><td>理 由</td><td></td></tr> </table>	<u>所在地</u>	<u>商 号</u>	<u>代表者</u>	名 称		新 位 置		現 位 置		業 务 内 容		位置変更予定日	年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 ()	理 由	
<u>所在地</u>																
<u>商 号</u>																
<u>代表者</u>																
名 称																
新 位 置																
現 位 置																
業 务 内 容																
位置変更予定日	年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 ()															
理 由																

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 13

現 行	改 正 後													
(新設)	<p><u>海外付随業務取扱事務所の廃止</u> <u>別紙様式 5－13</u></p> <p style="text-align: right;">年 <u> </u> 月 <u> </u> 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <table> <tr> <td><u>所在地</u></td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; padding-left: 20px;"><u>商 号</u></td> </tr> <tr> <td><u>代表者</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;"><u>海 外 付 隨 業 務 取 扱 事 務 所 廃 止 届 出 書</u></p> <p style="text-align: center;">海外付随業務取扱事務所を廃止いたしたく、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 6 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">名 称</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所 在 地</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">業 務 内 容</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">廃 止 予 定 日</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 ()</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">理 由</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	<u>所在地</u>	<u>商 号</u>	<u>代表者</u>	名 称		所 在 地		業 務 内 容		廃 止 予 定 日	年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 ()	理 由	
<u>所在地</u>	<u>商 号</u>													
<u>代表者</u>														
名 称														
所 在 地														
業 務 内 容														
廃 止 予 定 日	年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 ()													
理 由														

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 13

現 行	改 正 後														
(新設)	<p><u>海外付随業務取扱事務所の業務内容の変更</u> <u>別紙様式 5－14</u></p> <p style="text-align: right;">年 <u> </u> 月 <u> </u> 日</p> <p style="text-align: center;"><u>金融庁長官 ○○○○ 殿</u></p> <table style="margin-left: 100px;"> <tr> <td><u>所在地</u></td> </tr> <tr> <td><u>商 号</u></td> </tr> <tr> <td><u>代表者</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;"><u>○○業務内容変更届出書</u></p> <p style="text-align: center;">○○の業務内容を変更いたしましたく、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 6 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">名 称</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: right; vertical-align: middle;">業務内容</td> <td style="text-align: center;"><u>変更前</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>変更後</u></td> </tr> <tr> <td>変 更 予 定 日</td> <td style="text-align: center;">年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 ()</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> </tr> </table>	<u>所在地</u>	<u>商 号</u>	<u>代表者</u>	名 称		所 在 地		業務内容	<u>変更前</u>	<u>変更後</u>	変 更 予 定 日	年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 ()	理 由	
<u>所在地</u>															
<u>商 号</u>															
<u>代表者</u>															
名 称															
所 在 地															
業務内容	<u>変更前</u>														
	<u>変更後</u>														
変 更 予 定 日	年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 ()														
理 由															

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 13

現 行	改 正 後
<p>外国銀行代理業務に係る認可 別紙様式 7-1 (第 1 面)</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p>外国銀行代理業務に係る認可申請書</p> <p>外国銀行代理業務を営みたく、銀行法第 52 条の 2 第 1 項の規定により認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類 (申請者が銀行法施行規則第 34 条の 2 第 1 項に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 理由書 2 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面 3 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面 4 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面 5 所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者（以下この号において「主要株主等」という。）の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面 6 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面 7 当該銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面 8 当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案 9 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面 10 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面 <p>(申請者が銀行法施行規則第 34 条の 2 第 2 項に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 理由書 2 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面 3 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面 	<p>外国銀行代理業務に係る認可 別紙様式 7-1 (第 1 面)</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p>外国銀行代理業務に係る認可申請書</p> <p>外国銀行代理業務を営みたく、銀行法第 52 条の 2 第 1 項の規定により認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類 (①申請者が銀行法施行規則第 34 条の 2 第 1 項に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 理由書 2 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面 3 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面 4 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面 5 所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者（以下この号において「主要株主等」という。）の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面 6 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面 7 当該銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面 8 当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案 9 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面 10 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面 <p>(②申請者が銀行法施行規則第 34 条の 2 第 2 項に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 理由書 2 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面 3 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 13

現 行	改 正 後
	<p>(注2) 但し、上記①において、申請者が銀行法施行規則第13条の2第1項第2号に掲げる外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合</p> <ul style="list-style-type: none">・添付書類5及び7に掲げる書面を除く・外国において外国銀行代理業務を行うにあたって適用される当該外国の法制度の内容及び当該法制度を満たすための申請者における態勢整備の状況を記載した書面（外国銀行代理業務を行うにあたって外国当局の許認可等の取得が必要な場合には当該許認可等（写）の和訳を含む）を添付すること

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 13

現 行	改 正 後																						
<p>所属外国銀行に関する資本金（出資）の額の変更届出書 別紙様式 7-3</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>所属外国銀行に関する資本金（又は出資金）の額の変更届出書</p> <p>所属外国銀行の資本金（又は出資）の額が変更になりましたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">資本金（出資）の額</td> <td style="width: 15%;">変 更 後</td> <td style="width: 70%;">(　百万円) 換算レート 1 = 円</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">変 更 前</td> <td style="width: 70%;">(　百万円)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">実 行 日</td> <td colspan="2" style="width: 85%;">年　月　日 ()</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">理 由</td> <td colspan="2" style="width: 85%;"></td> </tr> </table>	資本金（出資）の額	変 更 後	(　百万円) 換算レート 1 = 円	変 更 前	(　百万円)	実 行 日	年　月　日 ()		理 由			<p>所属外国銀行に関する資本金（出資）の額の変更届出書 別紙様式 7-3</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>所属外国銀行に関する資本金（又は出資金）の額の変更届出書</p> <p>所属外国銀行の資本金（又は出資）の額が変更になりましたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 1 号（銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 17 号の 2 イ）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">資本金（出資）の額</td> <td style="width: 15%;">変 更 後</td> <td style="width: 70%;">(　百万円) 換算レート 1 = 円</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">変 更 前</td> <td style="width: 70%;">(　百万円)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">実 行 日</td> <td colspan="2" style="width: 85%;">年　月　日 ()</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">理 由</td> <td colspan="2" style="width: 85%;"></td> </tr> </table>	資本金（出資）の額	変 更 後	(　百万円) 換算レート 1 = 円	変 更 前	(　百万円)	実 行 日	年　月　日 ()		理 由		
資本金（出資）の額		変 更 後	(　百万円) 換算レート 1 = 円																				
	変 更 前	(　百万円)																					
実 行 日	年　月　日 ()																						
理 由																							
資本金（出資）の額	変 更 後	(　百万円) 換算レート 1 = 円																					
	変 更 前	(　百万円)																					
実 行 日	年　月　日 ()																						
理 由																							

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 13

現 行	改 正 後																						
<p>所属外国銀行に関する商号（本店所在地）の変更届出書 別紙様式 7－4</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>所属外国銀行に関する商号（又は本店所在地）の変更届出書</p> <p>所属外国銀行の商号（又は本店所在地）が変更になりましたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>所属外国銀行に関する商号（本店所在地）の変更届出書 別紙様式 7－4</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>所属外国銀行に関する商号（又は本店所在地）の変更届出書</p> <p>所属外国銀行の商号（又は本店所在地）が変更になりましたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 2 号（銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 17 号の 2 句）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>																						
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">商号（本店所在地）</td> <td>変 更 後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実 行 日</td> <td colspan="2">年　月　日（ ）</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	商号（本店所在地）	変 更 後		変 更 前		実 行 日	年　月　日（ ）		理 由			<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">商号（本店所在地）</td> <td>変 更 後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実 行 日</td> <td colspan="2">年　月　日（ ）</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	商号（本店所在地）	変 更 後		変 更 前		実 行 日	年　月　日（ ）		理 由		
商号（本店所在地）		変 更 後																					
	変 更 前																						
実 行 日	年　月　日（ ）																						
理 由																							
商号（本店所在地）	変 更 後																						
	変 更 前																						
実 行 日	年　月　日（ ）																						
理 由																							

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 13

現 行	改 正 後																														
<p>所属外国銀行に関する合併届出書 別紙様式 7-5</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>所属外国銀行に関する合併届出書</p> <p>所属外国銀行が合併しましたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top; padding: 5px;">合併後の 所属外国銀行 に関する事項</td> <td style="padding: 5px;">商号及び代表者</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">本店所在地</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所属外国銀行の 役員及び従業員の数</td> <td style="padding: 5px;">従業員　名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所属外国銀行の 業務の種類</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所属外国銀行及び 所属外国銀行グループの組織図</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">実　行　日</td> <td style="padding: 5px;">年　月　日（ ）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">理　由</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> <p>(注) 添付書類は 7-1 を参照すること</p>	合併後の 所属外国銀行 に関する事項	商号及び代表者		本店所在地		所属外国銀行の 役員及び従業員の数	従業員　名	所属外国銀行の 業務の種類		所属外国銀行及び 所属外国銀行グループの組織図		実　行　日	年　月　日（ ）	理　由		<p>所属外国銀行に関する合併届出書 別紙様式 7-5</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>所属外国銀行に関する合併届出書</p> <p>所属外国銀行が合併しましたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 3 号（銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 17 号の 2 ハ）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top; padding: 5px;">合併後の 所属外国銀行 に関する事項</td> <td style="padding: 5px;">商号及び代表者</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">本店所在地</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所属外国銀行の 役員及び従業員の数</td> <td style="padding: 5px;">従業員　名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所属外国銀行の 業務の種類</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所属外国銀行及び 所属外国銀行グループの組織図</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">実　行　日</td> <td style="padding: 5px;">年　月　日（ ）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">理　由</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> <p>(注) 添付書類は 7-1 を参照すること</p>	合併後の 所属外国銀行 に関する事項	商号及び代表者		本店所在地		所属外国銀行の 役員及び従業員の数	従業員　名	所属外国銀行の 業務の種類		所属外国銀行及び 所属外国銀行グループの組織図		実　行　日	年　月　日（ ）	理　由	
合併後の 所属外国銀行 に関する事項		商号及び代表者																													
		本店所在地																													
		所属外国銀行の 役員及び従業員の数	従業員　名																												
		所属外国銀行の 業務の種類																													
	所属外国銀行及び 所属外国銀行グループの組織図																														
実　行　日	年　月　日（ ）																														
理　由																															
合併後の 所属外国銀行 に関する事項	商号及び代表者																														
	本店所在地																														
	所属外国銀行の 役員及び従業員の数	従業員　名																													
	所属外国銀行の 業務の種類																														
	所属外国銀行及び 所属外国銀行グループの組織図																														
実　行　日	年　月　日（ ）																														
理　由																															

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 13

現 行	改 正 後																				
<p>所属外国銀行に関する事業譲渡（事業譲受け）届出書 別紙様式 7－6</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>所属外国銀行に関する事業譲渡（又は事業譲受け）の届出書</p> <p>所属外国銀行が事業の譲渡をしました（又は譲受けました）ので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">事業譲渡（又は譲受け）の相手方</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事業譲渡（又は譲受け）の内容</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事業譲渡（又は譲受け）に伴う費用等</td> <td style="padding: 5px;">(　百万円) 換算レート 1 = 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">実 行 日</td> <td style="padding: 5px;">年　月　日 ()</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">理 由</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 「事業譲渡に伴う費用等」欄には、収入についても記載すること 2. 事業譲渡の場合は、事業譲渡先外国銀行に係る書類（7－1 を参照）を添付すること</p>	事業譲渡（又は譲受け）の相手方		事業譲渡（又は譲受け）の内容		事業譲渡（又は譲受け）に伴う費用等	(　百万円) 換算レート 1 = 円	実 行 日	年　月　日 ()	理 由		<p>所属外国銀行に関する事業譲渡（事業譲受け）届出書 別紙様式 7－6</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>所属外国銀行に関する事業譲渡（又は事業譲受け）の届出書</p> <p>所属外国銀行が事業の譲渡をしました（又は譲受けました）ので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 3 号（銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 17 号の 2 ハ）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">事業譲渡（又は譲受け）の相手方</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事業譲渡（又は譲受け）の内容</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事業譲渡（又は譲受け）に伴う費用等</td> <td style="padding: 5px;">(　百万円) 換算レート 1 = 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">実 行 日</td> <td style="padding: 5px;">年　月　日 ()</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">理 由</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 「事業譲渡に伴う費用等」欄には、収入についても記載すること 2. 事業譲渡の場合は、事業譲渡先外国銀行に係る書類（7－1 を参照）を添付すること</p>	事業譲渡（又は譲受け）の相手方		事業譲渡（又は譲受け）の内容		事業譲渡（又は譲受け）に伴う費用等	(　百万円) 換算レート 1 = 円	実 行 日	年　月　日 ()	理 由	
事業譲渡（又は譲受け）の相手方																					
事業譲渡（又は譲受け）の内容																					
事業譲渡（又は譲受け）に伴う費用等	(　百万円) 換算レート 1 = 円																				
実 行 日	年　月　日 ()																				
理 由																					
事業譲渡（又は譲受け）の相手方																					
事業譲渡（又は譲受け）の内容																					
事業譲渡（又は譲受け）に伴う費用等	(　百万円) 換算レート 1 = 円																				
実 行 日	年　月　日 ()																				
理 由																					

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 13

現 行	改 正 後								
<p>所属外国銀行に関する解散（廃業）届出書 別紙様式 7-7</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>所属外国銀行に関する解散（又は廃業）届出書</p> <p>所属外国銀行が解散（又は廃業）をしましたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">解散（又は廃業）年月日</td> <td style="width: 33%;">年　月　日（　　）</td> </tr> <tr> <td>理　　由</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 添付書類 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p>	解散（又は廃業）年月日	年　月　日（　　）	理　　由		<p>所属外国銀行に関する解散（廃業）届出書 別紙様式 7-7</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>所属外国銀行に関する解散（又は廃業）届出書</p> <p>所属外国銀行が解散（又は廃業）をしましたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 4 号（銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 17 号の 2 ）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">解散（又は廃業）年月日</td> <td style="width: 33%;">年　月　日（　　）</td> </tr> <tr> <td>理　　由</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 添付書類 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p>	解散（又は廃業）年月日	年　月　日（　　）	理　　由	
解散（又は廃業）年月日	年　月　日（　　）								
理　　由									
解散（又は廃業）年月日	年　月　日（　　）								
理　　由									

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 13

現 行	改 正 後								
<p>所属外国銀行に関する銀行業の免許取り消しに係る届出書 別紙様式 7-8</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>所属外国銀行に関する銀行業免許等取り消しに係る届出書</p> <p>所属外国銀行が銀行業の免許を取り消されたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">免許取消し等年月日</td> <td style="width: 85%;">年　月　日（　　）</td> </tr> <tr> <td>理　　由</td> <td></td> </tr> </table>	免許取消し等年月日	年　月　日（　　）	理　　由		<p>所属外国銀行に関する銀行業の免許取り消しに係る届出書 別紙様式 7-8</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>所属外国銀行に関する銀行業免許等取り消しに係る届出書</p> <p>所属外国銀行が銀行業の免許を取り消されたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 5 号（銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 17 号の 2 ホ）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">免許取消し等年月日</td> <td style="width: 85%;">年　月　日（　　）</td> </tr> <tr> <td>理　　由</td> <td></td> </tr> </table>	免許取消し等年月日	年　月　日（　　）	理　　由	
免許取消し等年月日	年　月　日（　　）								
理　　由									
免許取消し等年月日	年　月　日（　　）								
理　　由									

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 13

現 行	改 正 後								
<p>所属外国銀行に関する破産手続開始の決定に係る届出書 別紙様式 7-9</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>所属外国銀行の破産手続開始の決定に係る届出書</p> <p>所属外国銀行が破産手続開始を決定されたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">破産手続開始の申立てを行った年月日</td><td style="padding: 5px;">年　月　日 ()</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">破産手続開始の決定を行った年月日</td><td style="padding: 5px;">年　月　日 ()</td></tr> </table>	破産手続開始の申立てを行った年月日	年　月　日 ()	破産手続開始の決定を行った年月日	年　月　日 ()	<p>所属外国銀行に関する破産手続開始の決定に係る届出書 別紙様式 7-9</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>所属外国銀行の破産手続開始の決定に係る届出書</p> <p>所属外国銀行が破産手続開始を決定されたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 6 号（<u>銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 17 号の 2 へ</u>）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">破産手続開始の申立てを行った年月日</td><td style="padding: 5px;">年　月　日 ()</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">破産手続開始の決定を行った年月日</td><td style="padding: 5px;">年　月　日 ()</td></tr> </table>	破産手続開始の申立てを行った年月日	年　月　日 ()	破産手続開始の決定を行った年月日	年　月　日 ()
破産手続開始の申立てを行った年月日	年　月　日 ()								
破産手続開始の決定を行った年月日	年　月　日 ()								
破産手続開始の申立てを行った年月日	年　月　日 ()								
破産手続開始の決定を行った年月日	年　月　日 ()								